

# 幼保連携型 つきかげ認定こども園

○開 園 平成 25 年 4 月 1 日

○住 所 〒651-1302 神戸市北区藤原台中町 2 丁目 5-1

TEL 078-987-4154 FAX 078-987-4158

○ホームページ <http://www.tsukikage-kobe.jp/>

○施設構造 鉄筋コンクリート造2階建 ○敷地面積 1999.03㎡ ○延べ床面積 1386.31㎡

○児童定員 60名

○職員構成 園長 黒川恭眞

副園長・主幹保育教諭・指導保育教諭・保育教諭・栄養士・調理員・パート、その他  
学校医(内科・歯科・眼科・耳鼻咽喉科)・薬剤師

○休園日 日曜日・国民の休日および祝日・(12月29日～1月3日)・非常災害時など

○教育・保育時間 7:00～19:00

	7:00	9:00	13:00	17:00	18:00	18:30	19:00
1号認定	預かり保育	教育標準時間	預かり保育				
2・3号認定 (保育標準時間)	保育標準時間			延長保育 (30分)	延長保育 (60分)		
2・3号認定 (保育短時間)	標準時間内 延長	保育短時間	標準時間内 延長	延長保育 (30分)	延長保育 (60分)		

## 【みのり福祉会 教育・保育理念】

### 《仏教保育綱領》

- 慈心不殺 — 思いやりがあり生命を大切にする子ども
- 仏道成就 — 正しきを見てたくましく前に進む子ども
- 正業精進 — けじめを大切にしてよき社会人となる子ども

### 《基本理念》

- ・教育基本法及び児童福祉法に基づき、家庭との連携を図りながらすべての乳幼児に教育・保育の総合的な提供の推進を行う。
- ・子どもの人権や主体性を尊重しながら、仏教の教えを通していのちを大切に、豊かな心で逞しい子を育てる教育・保育をおこなう。
- ・子どもの健やかな成長とより良い教育・保育の質の向上をめざして、職員は豊かな感性と愛情を持って接すると共に、知識の習得と技術の向上に努める。
- ・保護者や地域の実体を踏まえて、子どもの最善の利益の増進を追及し、ワークライフバランスに協力すると同時にすべての子育て家庭、及び地域における子育て支援を行う。

### 【特 色】

- ・生活リズムを大切にし、異年齢児との関わりを大切にしています。
- ・戶外活動の機会を多くもっています。  
(泥んこあそび・園外保育・自然体験など)
- ・クッキングをするキッズランチルームや園庭に畑があるなど、食育活動を多く取り入れています。
- ・3～5歳児はランチルームで楽しく食事をしています。
- ・複数の男性保育教諭がいます。
- ・絵本の貸し出しをしています。
- ・園庭開放を行っています。

### 【給 食】

- 乳児…主食 副食 おやつ(午前・午後)  
 幼児…主食 副食 おやつ(午後)
- お子さんの健全な発育に必要な栄養をとるために、新鮮な食材を使い、添加物はできるだけ少なくし、バランスのとれた献立を工夫しています。  
 おやつは手作りのものと自然食のお菓子・果物、低温殺菌(よつ葉)の牛乳。  
 献立は毎月のおたよりでお知らせします。
- ・季節によって園の畑で栽培した野菜を給食で使っています。
- ☆アトピー・性皮膚炎・食物アレルギーなどで特定食物の除去が必要な場合は、ご相談下さい。

【行事】

月	行事	月	行事
4	入園式、花まつり	10	運動会、親子遠足、稲刈り(5歳児)
5	田植え(5歳児)	11	訓練火災 特別養護老人ホーム訪問(3~5歳児)
6	ほたる見学(5歳児)、講演会 特別養護老人ホーム訪問(3~5歳児)	12	成道会、もちつき、クリスマスコンサート 講演会(保護者向け)
7	プール開き、七夕のつどい お泊り保育(5歳児)	1	新年の挨拶、鏡開き、とんど焼き よい子のつどい(5歳児)
8	プール行き(5歳児)	2	豆まき、生活発表会、涅槃会、人形劇 雪あそび(5歳児)、お別れウィーク
9	田んぼ行き(5歳児)、敬老の日のつどい	3	ひなまつり、お別れ会、 お別れ遠足(5歳児)、卒園式(5歳児)

★おたのしみ会・避難訓練・身体測定は毎月行ないます。 ★個人懇談・懇談会・保育参加 など

【費用】 ※詳細につきましては、当園で別途資料をご用意していますので、そちらをご参照下さい。

- ・利用料は、所得に応じて神戸市が定める額となります。
- ・預かり保育料の詳細は、ホームページにてご確認ください。
- ・入園時に必要なもの…クレヨンなどの用品代(年齢によって異なります)
- ・毎月必要なもの 主食費(2号認定のみ) 2,000円 給食費(1号認定のみ) 4,000円  
布団レンタル料(希望者のみ) など
- ・臨時に徴収するもの 園外保育時の諸費(バス代・施設使用料等)一部負担

【一時的保育について】

- (1)非定型的保育 ——保護者のパート就労や、技能習得のための職業訓練校への通学、大学就学などによって、ご家庭での保育が断続的に困難となる児童を、週3日を限度として園でお預かりします。
  - (2)緊急保育 ——保護者の病気や出産、ご家族の看護や冠婚葬祭などで、ご家庭での保育が一時的に困難となる児童を、14日を限度として園でお預かりします。
  - (3)リフレッシュ保育 ——保護者の育児に伴う心理的、肉体的負担を解消する(児童を体験的に入園させる場合などを含む)ために、一時的に児童を7日間を限度として園でお預かりします。
- ・その他詳しい事は園にお尋ね下さい。
  - ・ご相談や申請の受付は園で行ないます。利用希望日の1週間前までに申し出て下さい。

【障がい児保育について】 ※直接、園にご相談下さい

【園庭遊具】

◇総合遊具 ◇フリークライミング ◇滑り台 ◇鉄棒 ◇雲梯 ◇登り棒など

